

# 確定申告書の記載方法について

## 「東京都条例指定寄附金」を支払った場合

確定申告の際は、所得の種類等により確定申告書A又はBを使用しますが、個人住民税の寄附金税額控除を受ける<sup>※1</sup>ためには、どちらの申告書の場合も、**第二表に必要事項を記載してください。**

次の事例1（確定申告書A）及び事例2（確定申告書B）を参考に、正しくご記載ください。

※1 街角募金等の匿名による募金は個人住民税の寄附金税額控除の対象になりません。

確定申告書を提出する際は、**領収書・受領証等<sup>※2</sup>**を添付してください。

※2 次に掲げる法人に寄附した場合は、領収書・受領証のほかに「**特定公益増進法人である証明書**」又は「**税額控除に係る証明書**」の写しを添付してください。

- ・私立学校法第3条に規定する学校法人
- ・私立学校法第64条第4項の規定により設立された法人

### 【事例1】

東京都知事の認定を受けた認定NPO法人「**◇◇の会**」に対して、**寄附金 35,000円**を支払った場合

※ 下記は、平成29年分の確定申告書Aを用いた場合の例です。

平成  年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書A

住所  
フリガナ

○ 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑥ 社会保険の種類	支払保険料	⑦ 小規模企業共済の種類	支払掛金
社会保	円		円

⑱ 寄附金控除  
寄附先の所在地・名称 **認定NPO法人◇◇の会  
◎◎区1丁目1番1号**

○ 所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収）

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収金額
		円	円

○ 住民税に関する事項

寄附金税額控除	都道府県、市区町村分	円	条例指定分	都道府県	35,000	円
	住所地の共同募金会、日赤支部分			市区町村		

東京都が条例で指定している寄附金は「**条例指定分 都道府県**」欄に記載します。

○ 特例適用条文等

扶養親族の氏名・住所

○ 第二表（平成29年分以降適用）

○ 第一表は、第二表を二種に提出してください。○ 源泉徴収票、国民年金保険料や生命保険料の支払証明書など申告書に添付しなければならぬ書類は添付書類台紙などに貼ってください。

寄附先の所在地・名称を正確に記載します。

東京都が条例で指定している寄附金は「**条例指定分 都道府県**」欄に記載します。

【事例2】

次の①及び②の寄附金を支払った場合

①社会福祉法人「〇〇区社会福祉協議会」へ活動資金 10,000円

(東京都及び〇〇区がそれぞれ条例で指定しているケース)

※区市町村の条例の指定状況はお住まいの区市町村へお問い合わせください。

②公益財団法人「■■財団」へ活動資金 7,000円

(公益財団法人「■■財団」に対する寄附金は、東京都のみ条例で指定しているケース)

※ 下記は、平成29年分の確定申告書Bを用いた場合の例です。

第二表 平成二十九年分以降用(第一表は第一表と結に提出してください) 源泉徴収票 国民年金保険料や生命保険料の支払証明書を申告書に添付しなければならない書類は必ず添付してください。

平成  年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

○ 所得から差し引かれる金額に関する事項

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など
⑩		

○ 寄附金控除

⑬	寄附先の所在地・名称	社会福祉法人〇〇区社会福祉協議会 〇〇区3-3-3
	寄附先の所在地・名称	公益財団法人■■財団 〇〇区5-5-5

寄附先の所在地・名称を正確に記載します。

○ 雑所得(公的年金等)

所得の種類	種類	金額

○ 寄附金税額控除

都道府県、市区町村分		円
住所地の共同募金会、日赤支部分		
条例指定分	都道府県	17,000
	市区町村	10,000

・東京都が条例で指定している団体への寄附金の合計額を、「条例指定分 都道府県」欄に記載します。

・お住まいの区市町村が条例で指定している団体への寄

○ 住民税

寄附金税額控除	円
都道府県、市区町村分	
住所地の共同募金会、日赤支部分	
条例指定分	
都道府県	
市区町村	

○ 事業税

非課税所得など	円
不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額	

○ 別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族・事業専従者の氏名・住所

氏名	住所	所得税で控除対象配偶者などとした専従者	氏名	給与	円	一連番号